

■平成27年度第1回放射能対策本部会議 協議事項(1)

那須塩原市除染実施計画(新旧対照表)

変更後<第5版>	変更前<第4版>
<p>1 頁</p> <p>2 現状とこれまでの取り組み</p> <p>前段 略</p> <p>雨水等の流れにより放射性物質が集積された道路側溝や集水桝、雨樋等、局所的に線量が高いホットスポットが存在しており、市ではこれまで子どもの生活空間として、学校や保育園等の校庭等の表土入れ替えやホットスポットの除染を優先して実施し、次いで住宅、公園や公民館、運動場等の公共施設、そして事業所等民間施設について除染を実施してきました。</p> <p>2 頁</p> <p>(2) 計画期間</p> <p>森林等長期に取り組む必要のある一部の対象を除き、計画期間は平成29年3月末までとします。(以下略)</p> <p>4 頁</p> <p>6 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置</p> <p>(1) 除染を行う際には、<u>除染関係ガイドライン(平成25年5月第2版(平成26年12月追補))</u>及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱(平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成25年3月29日最終改正。)に基づき除染を行います。</p>	<p>1 頁</p> <p>2 現状とこれまでの取り組み</p> <p>前段 略</p> <p>雨水等の流れにより放射性物質が集積された道路側溝や集水桝、雨樋等、局所的に線量が高いホットスポットが存在しており、市ではこれまで子どもの生活空間として、学校や保育園等の校庭等の表土入れ替えやホットスポットの除染を優先して実施してきました。</p> <p>2 頁</p> <p>(2) 計画期間</p> <p>森林等長期に取り組む必要のある一部の対象を除き、計画期間は平成28年3月末までとします。(以下略)</p> <p>4 頁</p> <p>6 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置</p> <p>(1) 除染を行う際には、<u>除染関係ガイドライン(平成23年12月第1版)</u>及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱(平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成24年12月28日改定。)に基づき除染を行います。</p>

■平成27年度 第1回 放射能対策本部会議 協議事項(1)

表(略)
(2)略

6頁

7 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

対 象	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29 (3月末)
教育施設、保育施設及び付随する道路・公共施設・民有地(住)・公園等							
道路							
国の施設・県の施設・民間施設等							
農 地							
森林・河川							

※森林・河川は検討も含む。

集中的に実施

計画的に実施

表(略)
(2)略

6頁

7 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

対 象	H23	H24	H25	H26	H27	H28 (3月末)
教育施設、保育施設及び付随する道路・公共施設・民有地(住宅)・公園等						
道路						
国の施設・県の施設・民間施設等						
農 地						
森林・河川						

※森林・河川は検討も含む。

集中的に実施

計画的に実施

■平成27年度 第1回 放射能対策本部会議 協議事項(1)

変更理由

変更箇所	変更理由
2 現状とこれまでの取り組み	第4版改定以降に実施してきた除染作業について追記した。
3 除染等の措置等の実施に関する方針	事業所等民間施設や住宅の除染の追加申込みや、埋設箇所の沈下等補修業務に対応するため、計画期間を平成29年3月末までとした。
6 除染等の措置等の実施者が除染等の措置を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置	「除染関係ガイドライン」及び「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」について、直近の改定日・改正日に修正した。
7 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	計画期間の変更に伴い、完了予定時期を変更した。